

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月22日
【会社名】	ウインタテスト株式会社
【英訳名】	Wintest Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奈良 彰治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区平沼一丁目 2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 樋口 真康
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区平沼 1丁目 2番24号
【電話番号】	045-317-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 長嶺 千里
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第7回新株予約権 5,260,442円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 410,683,042円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月17日付をもって提出した第7回新株予約権に係る有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）

(2) 新株予約権の内容等

(注) 7. 先買権条項

(3) 違反時の手続

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c. 割当予定先の選定理由

4 大規模な第三者割当に関する事項

5 第三者割当後の大株主の状況

6 大規模な第三者割当の必要性

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）】

（2）【新株予約権の内容等】

（注）7．先買権条項

（3）違反時の手続

（訂正前）

（前略）

当社が上記「__ 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本条並びに前条は当社とはOakキャピタル株式会社との間で平成28年7月26日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

当社が上記「(1) 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本条並びに前条は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成28年7月26日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

c. 割当予定先の選定理由

（訂正前）

当社は、早期黒字化に向けた既存事業の建て直しと、新規事業等による業容拡大が必要不可欠であり、特に「2. 新規発行による手取金の使途（2）〔手取金の使途〕成長戦略推進に係る事業資金」に記載の、早ければ平成28年7月頃にもクロージングが求められる見通しのM&A案件並びに成長分野への新規参入におけるマーケティングに必要となる資金を早期かつ機動的に調達する方法を模索してまいりました。

この資金調達の方法としては、事業領域の拡大、成長分野への新規参入など、成長戦略の推進による早期の黒字化を目指すためのM&Aの早期実現を目的とするため、本来であれば確実に資金調達ができる金融機関からの借入や、公募増資、株主割当増資などによる資金調達とすべきであると認識しております。

しかしながら、当社はこれまでの業績に加え、平成28年2月において当社株式の時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が10億円未満となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間入りしていることから、金融機関からの借入及び株主割当増資は困難であり、また、公募増資については調達コストの高さと、当社の現状を勘案した場合の調達の可能性の低さから、これらの資金調達には合理性が無いと判断いたしました。

その上で、当社は、これら以外の手法である社債、株式、新株予約権の第三者割当による資金調達について、複数の投資家と協議した結果、社債や株式の引受については投資家の快諾を得るには至らなかったものの、複数の投資家より第三者割当による新株予約権引受の内諾が得られたため、当社は、早ければ平成28年7月にもクロージングが求められる見通しのM&A案件並びに成長分野への新規参入におけるマーケティング費用に見込まれる費用の調達について複数の投資家と協議を進めてまいりました。

このうちの1社であるOakキャピタル株式会社は、当社が平成25年12月24日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の割当先であり、かつ全額を確実に払い込んだ実績に加え、現在も良好な関係を保っており、同社は当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の現状を深く理解していただいているため、割当予定先候補として協議を継続した結果、当社は同社と以下の資金調達スキームについて合意に至りました。

- ・ M & A 等費用並びに成長分野への新規参入におけるマーケティング費用合計約803百万円の調達を目的に本新株予約権及び別件新株予約権を発行する。
- ・ 別件新株予約権を現在の当社の発行可能株式総数と発行済株式総数の差の範囲で発行することにより調達した資金、396百万円の全額をこのM & A 等の費用の一部に充当する。
- ・ M & A 費用の不足額とマーケティング費用については、平成28年7月25日開催予定の平成28年7月25日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第5条に定めた発行可能株式総数を、現在の10,000,000株から24,000,000株に変更する議案が承認されること及び平成28年7月1日までに、総株主の議決権数の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による本新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において本株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件に、本新株予約権を発行し、当該発行により調達した資金406百万円のうち376百万円をM & A 等の一部資金に、30百万円をマーケティング費用に充当する。

当社は、当該スキームによる資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものであり、また、今後、同社から顧客や事業提携先の紹介、新規事業に向けた営業支援等が期待できると判断したことなどから、当社の取締役会で審議の上、同社への第三者割当による本新株予約権並びに別件新株予約権の発行を決定いたしました。

（訂正後）

当社は、早期黒字化に向けた既存事業の建て直しと、新規事業等による業容拡大が必要不可欠であり、特に「2. 新規発行による手取金の使途（2）〔手取金の使途〕成長戦略推進に係る事業資金」に記載の、早ければ平成28年7月にもクロージングが求められる見通しのM & A案件並びに成長分野への新規参入におけるマーケティングに必要となる資金を早期かつ機動的に調達する方法を模索してまいりました。

この資金調達の方法としては、事業領域の拡大、成長分野への新規参入など、成長戦略の推進による早期の黒字化を目指すためのM & Aの早期実現を目的とするため、本来であれば確実に資金調達ができる銀行等の金融機関からの借入や、公募増資、株主割当増資などによる資金調達とすべきであると認識しております。

しかしながら、当社はこれまでの業績に加え、平成28年2月において当社株式の時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が10億円未満となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間入りしていることから、金融機関からの借入及び株主割当増資は困難であり、また、公募増資については調達コストの高さと、当社の現状を勘案した場合の調達の可能性の低さから、これらの資金調達には合理性が無いと判断いたしました。

その上で、当社は、これら以外の手法である社債、株式、新株予約権の第三者割当による資金調達について、複数の投資家と協議した結果、社債や株式の引受については投資家の快諾を得るには至らなかったものの、複数の投資家より第三者割当による新株予約権引受の内諾が得られたため、当社は、早ければ平成28年7月にもクロージングが求められる見通しのM & A案件並びに成長分野への新規参入におけるマーケティング費用に見込まれる費用の調達について複数の投資家と協議を進めてまいりました。

このうちの1社であるOakキャピタル株式会社は、当社が平成25年12月24日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の割当先であり、かつ全額を確実に払い込んだ実績に加え、現在も良好な関係を保っており、同社は当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の現状を深く理解していただいているため、割当予定先候補として協議を継続した結果、当社は同社と以下の資金調達スキームについて合意に至りました。

- ・ M & A等費用並びに成長分野への新規参入におけるマーケティング費用合計約803百万円の調達を目的に本新株予約権及び別件新株予約権を発行する。
- ・ 別件新株予約権を現在の当社の発行可能株式総数と発行済株式総数の差の範囲で発行することにより調達した資金、396百万円の全額をこのM & A等の費用の一部に充当する。
- ・ M & A費用の不足額とマーケティング費用については、平成28年7月25日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第5条に定めた発行可能株式総数を、現在の10,000,000株から24,000,000株に変更する議案が承認されること及び平成28年7月1日までに、総株主の議決権数の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による本新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において本新株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件に、本新株予約権を発行し、当該発行により調達した資金406百万円のうち376百万円をM & A等の一部資金に、30百万円をマーケティング費用に充当する。

当社は、当該スキームによる資金調達が当社の企業価値向上に最も資するものであり、また、今後、同社から顧客や事業提携先の紹介、新規事業に向けた営業支援等が期待できると判断したことなどから、当社の取締役会で審議の上、同社への第三者割当による本新株予約権並びに別件新株予約権の発行を決定いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

(特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由)

本新株予約権の目的である株式の総数3,350,600株に係る割当議決権数は33,506個となり、当社の総議決権数64,287個（平成28年6月17日現在）に占める割合が52.12%となります。

(後略)

(訂正後)

本新株予約権の目的である株式の総数3,350,600株に係る割当議決権数は33,506個となり、当社の総議決権数64,287個（平成28年6月17日現在）に占める割合が52.12%となります。

(後略)

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

本新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10番24号	162,200	2.53%	3,512,800	35.92%
株式会社タカトリ	奈良県橿原市新堂町313-1	865,000	13.46%	865,000	8.85%
奈良 彰治	神奈川県横浜市港北区	826,700	12.86%	826,700	8.45%
エイシャント・ウェルフェア合同会社	神奈川県横浜市港北区篠原西町2-35	138,000	2.15%	138,000	1.41%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	130,500	2.03%	130,500	1.33%
氏原 洋介	千葉県市川市	101,000	1.58%	101,000	1.03%
本間 春雄	神奈川県横浜市都筑区	91,700	1.43%	91,700	0.94%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	86,400	1.35%	86,400	0.88%
伊藤 正敏	神奈川県藤沢市	85,500	1.33%	85,500	0.87%
奈良 百合子	神奈川県横浜市港北区	84,000	1.31%	84,000	0.86%
計		2,571,000	39.99%	5,921,600	60.55%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的となる株式の数3,261,000株を加えた株式数によって算出しております。

本新株予約権及び別件新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂 8 丁目10番24号	162,200	2.53%	6,773,800	51.95%
株式会社タカトリ	奈良県橿原市新堂町313-1	865,000	13.46%	865,000	6.63%
奈良 彰治	神奈川県横浜市港北区	826,700	12.86%	826,700	6.34%
エイシャント・ウェルフェア合同会社	神奈川県横浜市港北区篠原西町 2-35	138,000	2.15%	138,000	1.06%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目14番 1号	130,500	2.03%	130,500	1.00%
氏原 洋介	千葉県市川市	101,000	1.58%	101,000	0.77%
本間 春雄	神奈川県横浜市都筑区	91,700	1.43%	91,700	0.70%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁 目 2 番10号	86,400	1.35%	86,400	0.66%
伊藤 正敏	神奈川県藤沢市	85,500	1.33%	85,500	0.66%
奈良 百合子	神奈川県横浜市港北区	84,000	1.31%	84,000	0.64%
計		2,571,000	39.99%	9,182,600	70.42%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的となる株式の数3,261,000株及び別件新株予約権の目的である株式の数3,350,600株を加えた株式数によって算出しております。

(訂正後)

本新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a k キャピタル株式会社	東京都港区赤坂 8 丁目10番24号	162,200	2.52%	3,512,800	35.92%
株式会社タカトリ	奈良県橿原市新堂町313-1	865,000	13.46%	865,000	8.85%
奈良 彰治	神奈川県横浜市港北区	826,700	12.86%	826,700	8.45%
エイシャント・ウェルフェア合 同会社	神奈川県横浜市港北区篠原西町 2-35	138,000	2.15%	138,000	1.41%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目14番 1号	130,500	2.03%	130,500	1.33%
氏原 洋介	千葉県市川市	101,000	1.57%	101,000	1.03%
本間 春雄	神奈川県横浜市都筑区	91,700	1.43%	91,700	0.94%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁 目 2 番10号	86,400	1.34%	86,400	0.88%
伊藤 正敏	神奈川県藤沢市	85,500	1.33%	85,500	0.87%
奈良 百合子	神奈川県横浜市港北区	84,000	1.31%	84,000	0.86%
計		2,571,000	39.99%	5,921,600	60.55%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的となる株式の数3,261,000株を加えた株式数によって算出しております。

本新株予約権及び別件新株予約権の第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂 8 丁目10番24号	162,200	2.52%	6,773,800	51.95%
株式会社タカトリ	奈良県橿原市新堂町313-1	865,000	13.46%	865,000	6.63%
奈良 彰治	神奈川県横浜市港北区	826,700	12.86%	826,700	6.34%
エイシャント・ウェルフェア合同会社	神奈川県横浜市港北区篠原西町 2-35	138,000	2.15%	138,000	1.06%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川 1 丁目14番 1号	130,500	2.03%	130,500	1.00%
氏原 洋介	千葉県市川市	101,000	1.57%	101,000	0.77%
本間 春雄	神奈川県横浜市都筑区	91,700	1.43%	91,700	0.70%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁 目 2 番10号	86,400	1.34%	86,400	0.66%
伊藤 正敏	神奈川県藤沢市	85,500	1.33%	85,500	0.66%
奈良 百合子	神奈川県横浜市港北区	84,000	1.31%	84,000	0.64%
計		2,571,000	39.99%	9,182,600	70.42%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年1月31日現在の発行済株式総数に、本新株予約権の目的となる株式の数3,261,000株及び別件新株予約権の目的である株式の数3,350,600株を加えた株式数によって算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

(前略)

当社は、早期黒字化に向けた既存事業の建て直しと、新規事業等による業容拡大が必要不可欠であり、特に「2. 新規発行による手取金の使途 (2)〔手取金の使途〕成長戦略推進に係る事業資金」に記載の、早ければ平成28年7月にもクローリングが求められる見通しのM&A案件並びに成長分野への新規参入におけるマーケティングに必要な資金を早期かつ機動的に調達する方法を模索してきた。

この資金調達の方法としては、事業領域の拡大、成長分野への新規参入など、成長戦略の推進による早期の黒字化を目指すためのM&Aの早期実現を目的とするため、本来であれば確実に資金調達ができる銀行等の金融機関からの借入や公募増資、株主割当増資などによる資金調達とすべきであると認識している。

しかしながら、当社はこれまでの業績に加え、平成28年2月において当社株式の時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が10億円未満となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間入りしていることから、金融機関からの借入及び株主割当増資は困難であり、また、公募増資については調達コストの高さと、当社の現状を勘案した場合の調達の可能性の低さから、これらの資金調達には合理性が無いと判断した。

その上で、当社は、これら以外の手法である社債、株式、新株予約権の第三者割当による資金調達について、複数の投資家と協議した結果、社債や株式の引受については投資家の快諾を得るには至らなかったものの、複数の投資家より第三者割当による新株予約権引受の内諾が得られたため、当社は、早ければ平成28年7月にもクローリングが求められる見通しのM&A案件並びにこれに伴うマーケティング費用に見込まれる費用の調達について複数の投資家と協議を進めてきた。

このうちの1社であるOakキャピタル株式会社は、当社が平成25年12月24日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の割当先であり、かつ全額を確実に払い込んだ実績に加え、現在も良好な関係を保っており、同社は当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の現状を深く理解しているため、割当予定先候補として協議を継続した結果、当社は同社と以下の資金調達スキームについて合意に至った。

- ・ M & A 等費用並びに成長分野への新規参入におけるマーケティング費用合計約803百万円の調達を目的に本新株予約権及び別件新株予約権を発行する。
- ・ 別件新株予約権を現在の当社の発行可能株式総数と発行済株式総数の差の範囲で発行することにより調達した資金、396百万円の全額をこのM & A 等の費用の一部に充当する。
- ・ M & A 費用の不足額とマーケティング費用については、平成28年7月25日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第5条に定めた発行可能株式総数を、現在の10,000,000株から24,000,000株に変更する議案が承認されること及び平成28年7月1日までに、総株主の議決権数の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による本新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において本株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件に、本新株予約権を発行し、当該発行により調達した資金406百万円のうち376百万円をM & A 等の一部資金に、30百万円をマーケティング費用に充当する。

(後略)

（訂正後）

（前略）

当社は、早期黒字化に向けた既存事業の建て直しと、新規事業等による業容拡大が必要不可欠であり、特に「2. 新規発行による手取金の使途（2）〔手取金の使途〕成長戦略推進に係る事業資金」に記載の、早ければ平成28年7月にもクロージングが求められる見通しのM & A案件並びに成長分野への新規参入におけるマーケティングに必要な資金を早期かつ機動的に調達する方法を模索してきた。

この資金調達の方法としては、事業領域の拡大、成長分野への新規参入など、成長戦略の推進による早期の黒字化を目指すためのM & Aの早期実現を目的とするため、本来であれば確実に資金調達ができる銀行等の金融機関からの借入や公募増資、株主割当増資などによる資金調達とすべきであると認識している。

しかしながら、当社はこれまでの業績に加え、平成28年2月において当社株式の時価総額（月間平均時価総額及び月末時価総額）が10億円未滿となり、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）による上場廃止にかかる猶予期間入りしていることから、金融機関からの借入及び株主割当増資は困難であり、また、公募増資については調達コストの高さと、当社の現状を勘案した場合の調達の可能性の低さから、これらの資金調達には合理性が無いと判断した。

その上で、当社は、これら以外の手法である社債、株式、新株予約権の第三者割当による資金調達について、複数の投資家と協議した結果、社債や株式の引受については投資家の快諾を得るには至らなかったものの、複数の投資家より第三者割当による新株予約権引受の内諾が得られたため、当社は、早ければ平成28年7月にもクロージングが求められる見通しのM & A案件並びにこれに伴うマーケティング費用に見込まれる費用の調達について複数の投資家と協議を進めてきた。

このうちの1社であるOakキャピタル株式会社は、当社が平成25年12月24日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権の割当先であり、かつ全額を確実に払い込んだ実績に加え、現在も良好な関係を保っており、同社は当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の現状を深く理解していただいているため、割当予定先候補として協議を継続した結果、当社は同社と以下の資金調達スキームについて合意に至った。

- ・ M & A等費用並びに成長分野への新規参入におけるマーケティング費用合計約803百万円の調達を目的に本新株予約権及び別件新株予約権を発行する。
- ・ 別件新株予約権を現在の当社の発行可能株式総数と発行済株式総数の差の範囲で発行することにより調達した資金、396百万円の全額をこのM & A等の費用の一部に充当する。
- ・ M & A費用の不足額とマーケティング費用については、平成28年7月25日開催予定の当社臨時株主総会において、当社定款第2章第5条に定めた発行可能株式総数を、現在の10,000,000株から24,000,000株に変更する議案が承認されること及び平成28年7月1日までに、総株主の議決権数の10%以上の議決権を有する株主が、特定引受人に該当する割当予定先による本新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合には、当該臨時株主総会において本新株予約権の発行に係る当社と当該特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する議案が承認されることを条件に、本新株予約権を発行し、当該発行により調達した資金406百万円のうち376百万円をM & A等の一部資金に、30百万円をマーケティング費用に充当する。

（後略）

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

(訂正前)

(前略)

本新株予約権及び別件新株予約権の発行価額は、信頼のおける第三者機関が算定した結果に基づき決定していること。また本新株予約権の発行価額が相対的に高価になっているが、発行総数は、別件株予約権のそれと比較して約22%少額であるため、前提となる流動性において権利行使期間中に全ての新株予約権が権利行使される可能性が高くなることを考慮に入れたものであること及び行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、有利発行には該当しないと考えられること。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本新株予約権及び別件新株予約権の発行価額は、信頼のおける第三者機関が算定した結果に基づき、当該評価額と同額で決定していること、及び行使価額については取締役会決議日の直前取引日における終値と同額で決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であること、並びにその他発行条件、算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから、有利発行には該当しないと考えられること。

(後略)